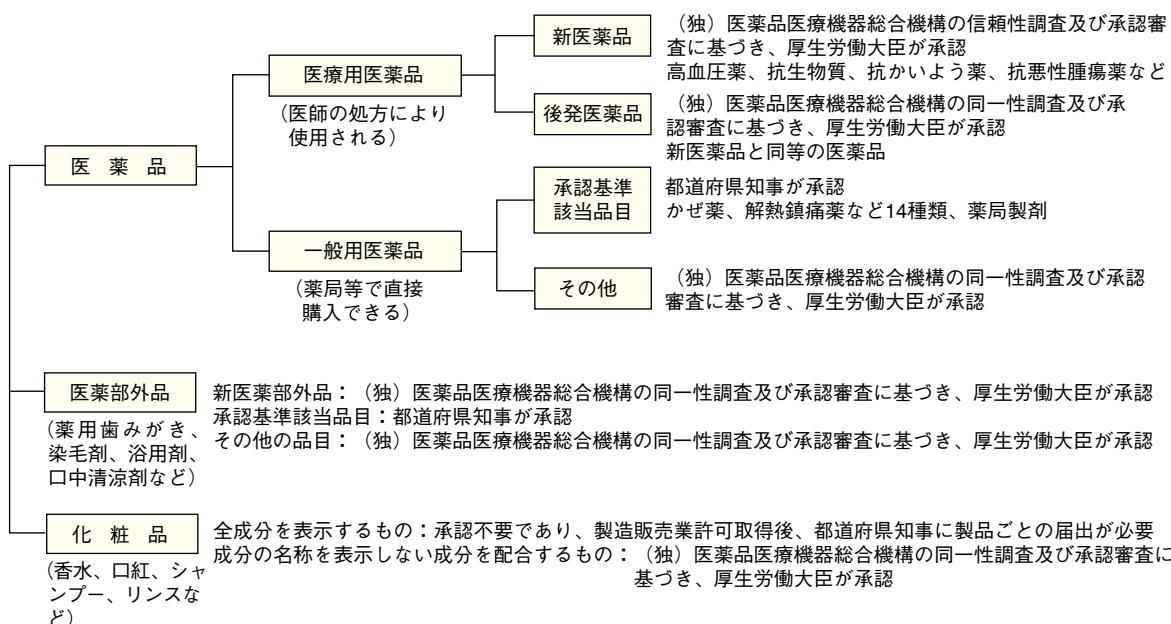


(4) 医薬品等

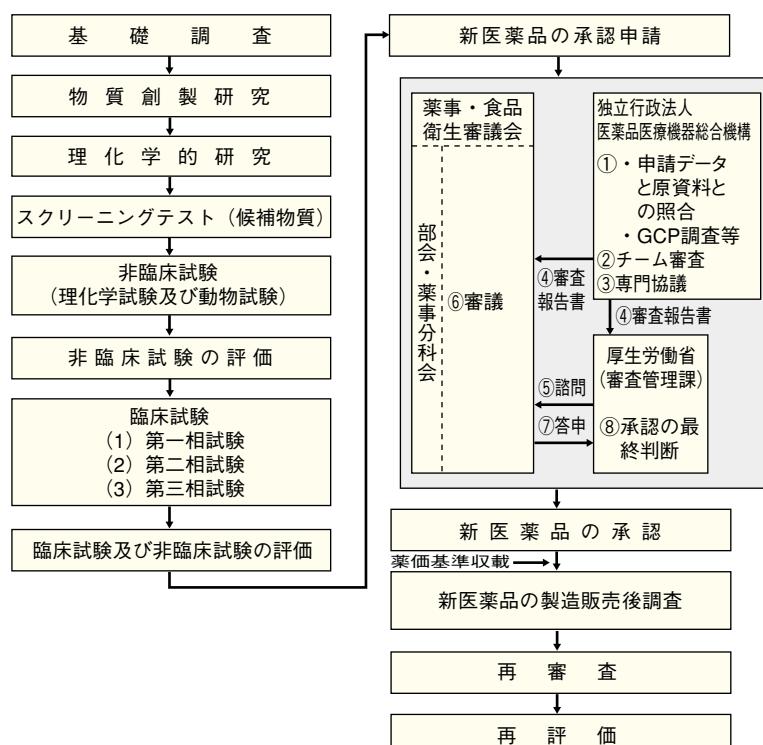
医薬品・医薬部外品・化粧品の承認・許可制度

概要

医薬品等の承認審査の分類



新医薬品の承認審査の仕組み



(注) 新医薬品の承認申請のため必要とされる試験は、大きく分けて、非臨床試験(理化学試験及び動物試験)と臨床試験に分けられる。臨床試験は、上図のように、第一相試験(少数の健康人が対象)、第二相試験(少数の患者が対象)、第三相試験(多数の患者が対象)と順を追って実施される。

詳細データ① 医薬品等の製造販売業許可数

(平成19年末現在)

種別	医薬品			医薬部外品	化粧品	計
		第1種医薬品	第2種医薬品			
製造販売業	1,291	252	1,039	1,266	2,973	5,530

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。(平成17年4月1日～)

詳細データ② 医薬品等の製造・輸入・製造販売の承認の実績(平成19年)

		医療用医薬品	一般用医薬品	医薬部外品	化粧品
製造	承認	57	92	18	0
	一部変更承認	84	15	1	0
	計	141	107	19	0
輸入	承認	8	2	9	0
	一部変更承認	34	8	0	0
	計	42	10	9	0
製造	承認	1,636	1,050	2,079	0
販売	一部変更承認	783	221	464	0
承認	計	2,419	1,271	2,543	0

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

(注) 体外診断用医薬品を除く。

詳細データ③ 医薬品等の製造業許可数

(平成19年末現在)

区分	医薬品	医薬部外品	化粧品	計
製造業	2,333	1,481	3,302	7,116

資料：厚生労働省医薬食品局調べ。

(注) 平成7年4月1日から、都道府県知事が許可を与えることとなった。(但し、医薬品の一部を除く)